

日進市低入札価格調査等実施要綱

平成30年12月28日
要綱第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市が競争入札により発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10及び第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による落札者の決定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者又は価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者以外の者を落札者とすることができる場合に行う調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を行う基準として設定する価格をいう。
- (3) 失格基準価格 調査基準価格を下回る入札が行われ、かつ、契約内容に適合した履行が確保されないと判断した場合に、当該入札を失格とする基準として設定する価格をいう。
- (4) 最低制限価格 令第167条の10第2項に規定する最低制限価格をいう。
- (5) 最大評価値入札者 令第167条の10の2第1項の規定により、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者をいう。
- (6) 総合評価落札方式 最大評価値入札者を落札者として決定する方式をいう。
- (7) 契約担当者 日進市契約規則（平成元年日進町規則第10号）第3条第1号に規定する者をいう。
- (8) 日進市指名業者選定審査委員会 日進市指名業者選定審査委員会規程（平成11年日進市訓令第8号）第1条に規定する委員会をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査の対象とする工事は、総合評価落札方式による工事とする。

2 最低制限価格を設定する工事は、総合評価落札方式による工事以外の工事とする。

3 前項の規定にかかわらず、日進市指名業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）が低入札価格調査を用いて入札を行うことが必要であると認める場合は、低入札価格調査の対象とすることができる。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額に100

分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

(1) 愛知県建設部積算基準及び歩掛表により積算した土木工事（一般土木工事、舗装工事等）については次に掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 前号に該当しない建築工事、設備工事等については次に掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

2 委員会が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、調査基準価格を予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内で別に定めることができる。

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額とし、失格基準価格を下回った入札者は失格とする。

(最低制限価格)

第6条 最低制限価格の算定については、第4条の調査基準価格の規定を準用する。

2 最低制限価格を下回った入札者は失格とする。

(予定価格書への記載)

第7条 調査基準価格及び失格基準価格又は最低制限価格を設定したときは、予定価格書に当該調査基準価格及び失格基準価格又は最低制限価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 契約担当者は、調査基準価格及び失格基準価格又は最低制限価格の設定がある工事を発注するときは、その旨を事前に入札参加者に対して入札公告又は指名通知により周知するものとする。

(入札の執行)

第9条 契約担当者は、調査基準価格及び失格基準価格の設定がある旨を周知して行なった入札の結果、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最低価格入札者等」という。）により、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第10条 契約担当者は、前条の規定により落札の決定を保留した場合、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かについて、次のような内容により、最低価

格入札者等から事情聴取等の調査を行うものとする。

(1) 入札書に記載した金額で施工可能である理由

ア 対象工事箇所付近における同種同類の手持工事の有無及び手持工事の状況による理由

イ 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件による理由

ウ 資材購入先及び当該購入先と入札者との関係による理由

エ 手持機械の状況による理由

オ その他の事項による理由

(2) 施工の品質確保が可能な根拠

ア 入札書に記載した金額の算出根拠となる資料（積算内訳書）

イ 労務者の具体的供給見通し

ウ 下請負契約予定者及び下請負予定金額

エ 過去に施工した公共工事名及び工事成績

オ 建設副産物の抛出地

(3) 経営状況

(4) 信用状態（建設業法違反の有無等）

（調査の結果）

第11条 契約担当者は、前条の規定による調査を行ったときは、その結果を委員会に報告し、別に定める基準により、審査を求めるものとする。

（落札者の決定）

第12条 契約担当者は、委員会による審査の結果、当該契約の内容に適合した履行ができると判断した場合にあっては、最低価格入札者等を落札者と決定し、速やかに落札した旨を落札者に通知するとともに、落札者となった者以外の入札参加者全員に対しその旨を通知するものとする。

2 契約担当者は、委員会による審査の結果、当該契約の内容に適合した履行が確保されないと判断した場合にあっては、最低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札したもの又は総合評価落札方式における最大の評価値をもって入札したもの（以下「次順位者」という。）であり、かつ、調査基準価格を上回るものを落札者と決定する。

3 前項の場合において、次順位者が調査基準価格を下回るものであるときは、前2条及び前2項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。